

法務省民商第1009号

平成20年3月21日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

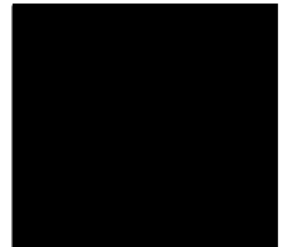
法 務 省 民 事 局 長

「商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて（平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達）」の一部改正について（通達）

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第99号）の施行等に伴い、標記の当職通達の一部を下記のとおり改正したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 第1の2の(1)の方中、「特定社員（司法書士法36条第2項）が登記されている場合」の次に「、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定により土地家屋調査士法人につき特定社員(土地家屋調査士法第35条第2項)が登記されている場合」を加える。
- 2 第1の2の(1)のケを同(1)のコとし、同(1)のクを同(1)のケとし、同(1)のキを同(1)のクとし、同(1)の力の次に次のように加える。
キ 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第6項に規定する特定社員（法人登記規則7条）



法務省民四第2274号
平成12年9月29日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて(通達)

商業登記法等の一部を改正する法律(平成12年法律第40号)中の商業登記法の一部改正に関する規定及び商業登記規則及び中小企業等投資事業有限責任組合契約登記規則の一部を改正する省令(平成12年法務省令第37号)が本年10月1日から施行されることとなったが、これに伴う電子認証事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、この旨貴管下登記官に周知方取り計らわれたい。

なお、本通達中「法」とあるのは商業登記法を、「規則」とあるのは商業登記規則を、「告示」とあるのは電子証明書の方式等に関する件(平成12年法務省告示第372号)を、「準則」とあるのは商業登記等事務取扱手続準則をそれぞれいい、引用する条文は、すべて改正後のものである。

記

第1 管轄登記所における事務の取扱い

1 法第12条の2第1項の登記所の指定

- (1) 法第12条の2第1項の指定は、各法務局又は地方法務局からの報告に基づき、必要な準備が整った登記所から、順次、行われる。
- (2) 指定を受けた登記所(以下「管轄登記所」という。)は、法第12条の2第1項の規定により電子認証に関する事務を取り扱う旨を庁内の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 電子証明書の発行の請求

(1) 電子証明書の発行の請求をすることができる者

規則第33条の6第1項の請求(以下「電子証明書の発行の請求」という。)をすることができる者は、管轄登記所に印鑑を提出した者である(法12条の2第1項本文)が、以下の者については、この証明に適しないものとして電子証明書の発行の請求をすることのできないこととされている。

ア 代表権又は代理権の範囲又は制限に関する定めがある者(規則33条の3第1号)

- イ 未成年者登記簿に登記された未成年者(規則33条の3第2号)
- ウ 後見人登記簿に登記された後見人(規則33条の3第2号)
- エ 支配人登記簿に登記された支配人及び営業主(規則33条の3第2号)
- オ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人, 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人, 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人若しくは保全管理人, 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成12年法律第129号)の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人, 保険業法(平成7年法律第105号)第241条第1項の保険管理人又は預金保険法(昭和46年法律第34号)第74条第1項の金融整理管財人が法人である場合において, 当該破産管財人, 保全管理人, 管財人, 承認管財人, 保険管理人又は金融整理管財人の職務を行うべき者として指名された者(規則33条の3第3号)
- カ 司法書士法(昭和25年法律第197号)の規定により司法書士法人につき特定社員(司法書士法36条第2項)が登記されている場合, 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定により土地家屋調査士法人につき特定社員(土地家屋調査士法第35条第2項)が登記されている場合, 行政書士法(昭和26年法律第4号)の規定により行政書士法人につき特定社員(行政書士法13条の8第3項4号)が登記されている場合及び社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の規定により社会保険労務士法人につき特定社員(社会保険労務士法25条の15第2項)が登記されている場合において全ての業務に係る代表権を有する者以外の者(法人登記規則7条)
- キ 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第6項に規定する特定社員(法人登記規則7条)
- ク 農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第83条第1項の管理人が法人である場合において, 当該管理人の職務を行うべき者として指名された者(法人登記規則7条)
- ケ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)による無限責任組合員又は清算人が法人である場合において, その代表者のうち当該無限責任組合員又は清算人の職務を行うべき者として指名された者(中小企業等投資事業有限責任組合契約登記規則9条)
- コ 信託法(平成18年法律第108号)第2条第12項の限定責任信託(以下「限定責任信託」という。)の受託者(清算受託者を除く。), 信託財産管理者, 信託財産法人管理人又は清算受託者が法人である場合におけるその代表者(当該代表者が法人である場合にあつては, その職務を行うべき者)及び破産法の規定により限定責任信託につき選任された破産管財人又は保全管理人が法人である場合において当該破産管財人又は保全管理人の職務を行うべき者として指名された者(限定責任信託登記規則(平成19年法務省令第46号)8条)

なお, 上記のほかに, 存立時期が満了している法人の代表者についても, 電子証明書の発行の請求をすることはできない。

(2) 電子証明書発行申請

電子証明書の発行の請求は、申請書及び申請磁気ディスクを提出し、印鑑カードを提示しなければならない(規則33条の6第1項)。

ア 電子証明書発行申請書

電子証明書の発行の請求は、別紙第1号様式又はこれに準ずる様式の申請書によるものとする。

申請書の「本店(事務所)」欄には、商号使用者が申請人である場合には営業所を、会社の支配人が申請人である場合には支配人を置いた営業所をそれぞれ記載しなければならない。

電子証明書の発行の請求は、代理人によってもすることができるが、この場合には、申請書に代理権限を証する書面を添付しなければならない(規則33条の18第1項、9条の6第2項)。

申請人は、申請書又は委任による代理人の権限を証する書面に、管轄登記所に提出している印鑑を押印しなければならないこととされた(規則33条の6第3項)。

電子証明書の発行の請求は、郵送によってすることができる。

イ 印鑑カードの提示

電子証明書の発行の請求をするには、印鑑カードを提示しなければならないこととされた(規則第33条の6第1項)。管轄登記所の指定は、商業登記規則の一部を改正する省令(平成10年法務省令第29号)附則(以下「改正附則」という。)第2条の指定を受けていることを前提として行われるが、印鑑ファイルへの記録に適さない印鑑を提出している者及び印鑑カード未交付の者については、印鑑カードの交付を受けた上で、電子証明書の発行の請求をするものとする。ただし、事務の一部を特定して改正附則第2条の指定がされている(いわゆる分割オープン)ために、印鑑カードの交付を受けることができない者については、印鑑カードを提示することを要しないこととされた(商業登記規則及び中小企業等投資事業有限責任組合契約登記規則の一部を改正する省令附則2項)。

ウ 申請磁気ディスク

(ア) 申請磁気ディスクには、申請人の商号を記載した書面をはり付けなければならないこととされた(規則33条の6第9項)。

(イ) 申請磁気ディスクは、告示第1に定める方式に従って必要な事項を記録したものでなければならない。

(ウ) 本店、商号及び氏名を磁気ディスクに記録する場合には、原則として登記簿に記載されている文字等を用いなければならないが、使用する文字等の範囲は、日本工業規格X0208-1997の2バイト図形文字集合(以下「JIS第一及び第二水準文字」という。)とされ、この範囲外の文字等は、範囲内の類似の文字等又はその表音を片仮名に置き換えて記録することとされた(告示第1の4の注6)。したがって、範囲外の文字が、誤字俗字・正字一覧表(平成16年10月14日付け法務省民一第2842号当職通達)に掲げら

れている誤字又は俗字であるときは、同表に掲げられている正字等（JIS第一及び第二水準文字に限る。）に引き直して、記録することができる。

なお、商号使用者又は支配人が申請人である場合には、本店に代えて、それぞれ営業所又は支配人を置いた営業所を記録するとともに、当該営業所等の表示に続けて、それぞれ「(営業所)」又は「(支配人を置いた営業所)」と記録するものとされた（告示第1の4の表及び注6）。

(エ) 申請磁気ディスクには、商号の表音等をローマ字その他の符号で表示したものを記録することができることとされた（規則33条の6第6項）。記録することができる商号の表音等の表示は、次の①から④に分類される。

なお、使用できるローマ字その他の符号の範囲は、ローマ字、アラビア数字、アンパサンド、アポストロフィー、コンマ、ハイフン、ピリオド等を含む日本工業規格X0201-1997のラテン文字用図形文字集合及びスペースとされた（告示第1の4の注4）。

① 登記された商号の表音をローマ字その他の符号で表示したものとしては、例えば「第一電器株式会社」を「DAIICHI-DENKI KABUSHIKIGAISSHA」と表示する場合はこれに該当する。

② 商号の略称の表音をローマ字その他の符号で表示したものとしては、例えば「第一電器株式会社」を「ICHIDEN K.K.」と表示する場合はこれに該当する。

③ 商号の訳語をローマ字その他の符号で表示したものとしては、例えば「第一電器株式会社」を「First Electric Corporation」と表示する場合はこれに該当する。

④ 商号の訳語の略称をローマ字その他の符号で表示したものとしては、例えば「第一電器株式会社」を「F.E.C.」と表示する場合はこれに該当する。

申請書には、①の場合を除き、定款その他の当該記録する事項を証する書面を添付することとされた（規則33条の6第7項）。その他の当該記録する事項を証する書面としては、英和辞典その他の辞書の写しがこれに該当する。ただし、商号中の「株式会社」の部分「K.K.」、「Co., Ltd.」、「Inc.」、「Corp.」、「Ltd.」、「Corporation」等と記録する場合には、その部分について、当該事項を証する書面の添付を要しない。

①又は②の場合に用いられるローマ字表記は、ヘボン式、日本式等の別を問わない。

(オ) 申請磁気ディスクには、代表者等の氏名の表音をローマ字その他の符号で表示したものを記録することができることとされた（規則33条の6第6項6号）。使用できるローマ字その他の符号の範囲及びローマ字表記の取扱いは、前記(エ)と同様である。

(3) 受付

ア 登記官が申請書を受け取ったときは、申請書に受付の年月日を記載しなければならないこととされた（規則33条の7第1項）。

イ 登記官は、申請書を受け付けたときは、直ちにこれにはり付けた印紙に、再

使用を防止できる消印器で消印するものとする。

ウ 登記官は、提示された印鑑カードを速やかに確認し、申請書の「印鑑カード番号」欄に印鑑カード番号を記載することとする。印鑑カードの返還に当たっては、第三者に返還することのないように、留意しなければならない。

(4) 調査

ア 登記官が申請書を受け取ったときは、遅滞なく、申請書及び磁気ディスクに記載・記録されたすべての事項を調査しなければならない。この場合において、登記官は、申請人が法第12条又は第20条の規定により提出した印鑑及びその印鑑届出事項を記載した調査票を作成するものとする。

イ 登記官は、申請書又は委任状に押された印鑑と前記アの調査票に記載した印鑑とを照合しなければならない。

ウ 申請書又は磁気ディスクの内容に不備があるときは、申請人又はその代理人（以下「申請人等」という。）に補正を求めることとする。

エ 前記ウの不備が補正されないために、請求を却下すべき場合には、なるべく事前にその旨を申請人等に告げ、その請求の取下げの機会を与えるものとする。

オ 登記官は、請求の取下げがあった場合を除き、前記アの調査票を申請書に合綴するものとする。

(5) 通知

登記官は、請求が相当であると認められる場合には、電子認証登記所に電子証明書を発行するのに必要な事項を通知することとされた（規則33条の7第1項）。請求を却下すべき場合にも、電子認証登記所に請求を却下するために必要な事項を通知するものとする。

(6) 電子証明書の番号の告知

ア 登記官は、電子認証登記所から電子証明書の番号が通知されたときは、申請人にその番号を記録した書面を交付する等、適宜の方法をもって告知し、申請書に整理番号を記載するとともに押印するものとする。

なお、電子証明書の発行の請求をする者は、郵送により電子証明書の番号の告知を請求することができる。この場合においては、郵送料を郵便切手で納付しなければならない。

イ 登記官が申請人に電子証明書の番号を記録した書面を交付した場合には、申請書に同書面の写しを合綴するものとする。

(7) 取下げ

ア 電子証明書の発行の請求の取下げは、書面又は口頭によってすることができる。

イ 電子証明書の発行の請求の取下げがあった場合には、申請書及び申請磁気ディスクを申請人に返戻するものとする。

ウ 電子証明書の発行の請求の取下げは、登記官が電子認証登記所に通知した後は、することができない。

3 電子証明書の使用の廃止の届出

電子証明書の発行を受けた者は、その証明期間（法12条の2第1項第2号の期

間をいう。以下同じ。) 中電子証明書の使用の廃止の届出をすることができることとされた(法12条の2第7項)。

電子証明書の使用の廃止の届出は、別紙第2号様式又はこれに準ずる様式の届出書によるものとする。また、電子証明書の使用の廃止の届出をするには、印鑑カードを提示しなければならないこととされた(規則33条の10第1項)。

電子証明書の使用の廃止の届出について、代理人によってすることができること及び郵送によってすることができることは、前記2と同様である。

登記官が電子証明書の使用の廃止の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記2と同様である。

4 電子証明書の使用再開の届出

後記第2の3の電子証明書の使用の休止の届出をした者は、電子証明書の使用を再開したときは、電子証明書の使用再開の届出をすることができることとされた(規則33条の13第5項)。

電子証明書の使用再開の届出は、別紙第3号様式又はこれに準ずる様式の届出書によるものとする。また、電子証明書の使用再開の届出をするには、印鑑カードを提示しなければならないこととされた(規則33条の13第6項、33条の10第1項)。

電子証明書の使用再開の届出について、代理人によってすることができること及び郵送によってすることができることは、前記2と同様である。

登記官が電子証明書の使用再開の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記2と同様である。

5 識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出

電子証明書の発行を受けた者は、識別符号(休止届出用暗証コード)を変更したときは、識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出をすることができることとされた(規則33条の14第1項)。

識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出は、別紙第4号様式又はこれに準ずる様式の届出書及び告示第4に定める方式に従って必要な事項を記録した磁気ディスクを提出してしなければならない。また、識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出には、印鑑カードを提示しなければならないこととされた(規則33条の14第2項、33条の6第1項)。

識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出について、代理人によってすることができること及び郵送によってすることができることは、前記2と同様である。

登記官が識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記2と同様である。

6 電子証明書の再発行

(1) 登記所の管轄変更により管轄登記所に変更が生じた場合

ア 電子証明書の証明期間中に、登記所の管轄の変更により管轄登記所に変更が生じた場合(電子証明書に記載された管轄登記所及び会社法人等番号に変更が生じる。)には、法第12条の2第8項第1号括弧書き及び規則第33条の11の規定により、電子証明書は失効しないが、この変更を反映させるため、電

子証明書の発行を受けた者は、残りの証明期間について電子証明書の再発行を請求することができる。この場合には、手数料を納付することを要しない。

イ 前記アの場合には、電子証明書の再発行を請求しようとする者は、電子証明書の使用の廃止の届出書及び電子証明書の発行申請書を提出しなければならない。この場合、申請書に申請磁気ディスクを添付することを要しないが、印鑑カードを提示しなければならない。

ウ 登記官は、管轄登記所に保管されている申請磁気ディスクを用いて、電子証明書の再発行手続を行うこととなる。この場合、再発行される電子証明書の証明期間の終期は、従前の電子証明書のそれと同一とする。

登記官は、電子証明書の発行申請書の適宜の箇所に、管轄登記所の変更により証明書を再発行した旨を記載するものとする。

(2) 住居表示の実施又は変更等により本店が変更した場合

電子証明書の証明期間中に、規則第33条の11各号の事由による本店の変更の登記がされた場合についても、前記(1)に準じて取り扱うものとする。

7 変更登記申請等に伴う通知

(1) 電子証明書の発行を受けている法人について、登記官が当該証明書の記載事項に関するものの変更の登記又はその代表者の代表権限の制限等に関する登記の申請又は囑託を受け取ったときは、登記官は、その旨を電子認証登記所に通知しなければならないこととされた(規則33条の12第1項1号)。ただし、代表者の代表権限について、実質的に変更のない場合(例えば代表取締役の重任の場合)は、この限りでない。

また、規則第33条の11各号の事由による本店の変更の登記の申請がされた場合にも、電子認証登記所に通知することを要しない。

(2) 登記官は、前記(1)の登記をしたとき又は当該登記の申請を却下したときは、電子認証登記所にその旨を通知しなければならないこととされた(規則33条の12第1項2号、3号)。当該登記の申請等が取り下げられた場合も同様である。

8 電子認証登記所の登記官の電子証明書のハッシュ値に係る情報の提供

登記官は、告示第2の3に定める電子認証登記所の登記官の電子証明書のハッシュ値(第2の7の(1)参照)について照会を受けた場合には、適宜これに応じるものとする。

9 帳簿等

(1) 電子証明書に係る申請書類及び申請磁気ディスク(規則34条10号)は、受付の順序により他の申請書類とは別冊の申請書類綴込帳に編綴しなければならない。ただし、所要用紙の枚数の少ないものについては、毎年分を別冊とすることを要しない。この場合には、年度ごと小口見出を付する等して年度の区分を明らかにしておくものとする。

(2) 申請磁気ディスクは、電子証明書に係る申請書類と別に保存することができる。この場合には、規則第33条の6第9項の規定により磁気ディスクにはり付けられた書面に、整理番号を記載する等して、申請書綴込帳に編綴された電子証明書に係る申請書類から磁気ディスクが容易に検索することができるように留意しな

なければならない。

第2 電子認証登記所における取扱い

1 電子証明書の発行手続

登記官から電子証明書の発行の請求の通知を受けた電子認証登記所は、直ちに電子証明書を発行するとともに（規則33条の8第1項）、電子証明書ファイルにその内容を記録することとされた（規則33条の9）。この場合には、電子認証登記所は、登記官に当該証明書の番号を通知しなければならない。

2 電子証明書の使用の廃止

登記官から電子証明書の使用の廃止の通知を受けた電子認証登記所は、直ちに電子証明書ファイルにその旨を記録することとされた（規則33条の10第5項）。この場合には、登記官にその旨を通知しなければならない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、電子証明書ファイルに記録することを要せず、登記官にその旨を通知すれば足りる。

- (1) 既に電子証明書ファイルに規則第33条の12第1項第2号の記録がされているとき。
- (2) 通知された会社法人等番号、役員番号及び電子証明書の番号をもって特定される電子証明書が存在しないとき。
- (3) 電気通信回線の異常により正常に受信することができなかつたとき。

3 電子証明書の使用休止の届出

電子証明書の発行を受けた者は、証明期間中において、電子証明書の使用を休止したときは、電子認証登記所に対し、その旨を届け出ることができることとされた（規則33条の13第1項）。

電子証明書の使用休止の届出は、告示第5に定める方式に従って、電子認証登記所に電子証明書の番号及び規則第33条の6第5項第4号の識別符号を送信しなければならない。

電子証明書の使用休止の届出を受けた電子認証登記所は、電子証明書ファイルにその旨を記録する（規則33条の13第4項、33条の10第5項）。

4 電子証明書の使用の再開の届出

登記官から電子証明書の使用の再開の通知を受けた電子認証登記所は、直ちに電子証明書ファイルにその旨を記録することとされた（規則33条の13第6項、33条の10第5項）。この場合には、電子認証登記所は、その旨を登記官に通知しなければならない。ただし、前記2の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、電子証明書ファイルに記録することを要せず、登記官にその旨を通知すれば足りる。

5 識別符号（休止届出用暗証コード）の変更

登記官から識別符号（休止届出用暗証コード）の変更の通知を受けた電子認証登記所は、直ちに当該電子証明書に係る識別符号を変更することとされた（規則33条の14第2項、33条の7第2項）。この場合には、電子認証登記所は、その旨を登記官に通知しなければならない。ただし、前記2の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、登記官にその旨を通知すれば足りる。

6 電子証明書に係る証明

(1) 電子認証登記所は、電子証明書に係る証明の請求がされた場合には、次の表の分類に従って、直ちに電気通信回線を通じて回答しなければならないこととされた(告示第6の4の(3)の注9及び注11)。

	状 態	証明事項
1	有 効	電子証明書について2から4までのいずれにも該当しないこと
2	無 効	2-1: 電子証明書に表された登記事項に変更が生じたこと
		2-2: 電子証明書の使用の廃止の届出があったこと及びその届出があった年月日
		2-3: 電子認証登記所の事故により証明をするのが相当でなくなったこと
		2-4: その他の事由により証明をするのが適当でなくなったこと
3	保 留	3-1: 電子証明書に表された登記事項に変更を生ずべき登記の申請を受け付けたこと(その後、当該登記の申請について却下又は取下げがあった場合を除く。)
		3-2: 電子証明書の使用の休止の届出があったこと(その後、使用を再開する旨の届出があった場合を除く。)
		3-3: 3-1と3-2のいずれにも該当すること
4	該当なし	請求を受けた電子証明書について証明期間を経過していること(又は請求に係る電子証明書が存在しないこと)

(2) 電子認証登記所は、任意の過去の時点(年月日時)を特定して電子証明書に係る証明の請求がされた場合も、前記(1)と同様に回答しなければならないこととされた(告示第6の4の(2)の注4の①)。

(3) 電子認証登記所は、証明書の証明期間経過後7日を超えない日までの間に前記(2)の証明の請求があった場合にも、前記(1)と同様に回答しなければならないこととされた(告示第6の4の(2)の注4の②)。

7 電子認証登記所の登記官の電子証明書のハッシュ値の告示

(1) 法務大臣は、電子証明書又は電子証明書に係る証明の情報について行われる電子署名(規則第33条の8第1項の措置)が電子認証登記所の登記官によるものであることを確認するために必要な事項を告示することとされた(同条第4項、第33条の15第3項)。

具体的には、告示第2の3に定める電子認証登記所の登記官の電子証明書のハ

ッシュ値が、官報をもって告示される。

なお、当該電子証明書は、電子認証登記所の登記官の秘密鍵が更新される1年ごとに新たに作成され、その有効期間が39月とされている(告示第2の3)ことから、前記の告示は、新たな電子証明書が作成される都度、その時点において有効なすべての電子証明書のハッシュ値を示す方法によって行われる。

(2) 電子認証登記所の監督法務局長は、電子認証登記所において登記官の電子証明書を新たに作成し、又はこれを失効させたときは、直ちに当職あてその旨を報告するものとする。

8 電子認証登記所の登記官の電子証明書の保存期間

電子認証登記所は、登記官の電子証明書を証明期間満了の日から20年間保存するものとする。

改正：平成14年5月1日(平成14年4月25日付け法務省民商第1049号)

平成14年8月30日(平成14年8月30日付け法務省民商第1909号)

平成14年11月1日(平成14年8月30日付け法務省民商第1910号)

平成15年4月1日(平成15年4月1日付け法務省民商第833号)

平成17年1月1日(平成16年12月27日付け法務省民商第3686号)

平成19年9月7日(平成19年9月7日付け法務省民商1823号)

平成20年3月21日(平成20年3月21日付け法務省民商第1009号)